

令和6年度第1回総合教育会議議題概要書

こども未来部 こども家庭センター

内 容	□協議・調整事項	■報告事項
教育施策大綱	基本理念	郷土を愛し 一人一人が かがやく ひとつくり
	基軸	郷土 「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる市民を育みます
		知 自己実現に向かって、生涯にわたり学び続ける市民を育みます
		徳 他人を思いやり、社会に貢献しようとする心豊かな市民を育みます
		体 心身ともに、すこやかでたくましく生きる市民を育みます
	基本方針	2 こどもたちのすこやかな成長を支援する【乳幼児期】 6 こどもたちが健全に成長できる環境を整える【児童・少年期】
議題名	大野城市こども家庭センターの設置について	
議題概要	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもについて母子保健と児童福祉が一体的な支援を実施する、「大野城市こども家庭センター（以下「センター」という。）」を令和6年4月1日に設置したことを報告するもの。特に、センター設置の目的である児童虐待の予防や児童虐待の早期発見・早期対応に関して、教育委員会・小中学校との連携の重要性について説明する。	
提 案 理 由	大野城市こども家庭センターの設置について報告し、設置目的である児童虐待防止対策を推進するために、センター設置の意義や児童虐待対応における関係機関との連携の重要性について周知を図るため。	
論 点 整 理	●報告のポイントなど （１）センター設置の背景 （２）センター設置について（目的・業務内容・新たな取り組みなど） （３）要保護児童対策地域協議会と児童虐待対応に関する連携	
その他		



大野城市 こども家庭センターの 設置について

大野城市こども未来部こども家庭センター



報告内容

- ◇子どもをとりまく背景・国の動向
- ◇大野城市の現状と課題
- ◇大野城市こども家庭センター設置
- ◇児童虐待対応に関する連携

子どもをとりまく背景・国の動向



児童相談所の児童虐待対応件数が増加

子育てに困難を抱える世帯の顕在化



令和6年4月1日

改正児童福祉法 の施行

「こども家庭センター」



の市町村設置が努力義務化

子育て世代包括支援センター

(母子保健) と

子ども家庭総合支援拠点

(児童福祉) を 一体的に運営

大野城市の現状と課題（１）



- 平成21年度 こども部こども健康課の設置
母子保健と児童福祉を同一課に配置
- 平成31年度 子育て世代包括支援センター（母子保健）
の設置
- 令和3年度 子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設置

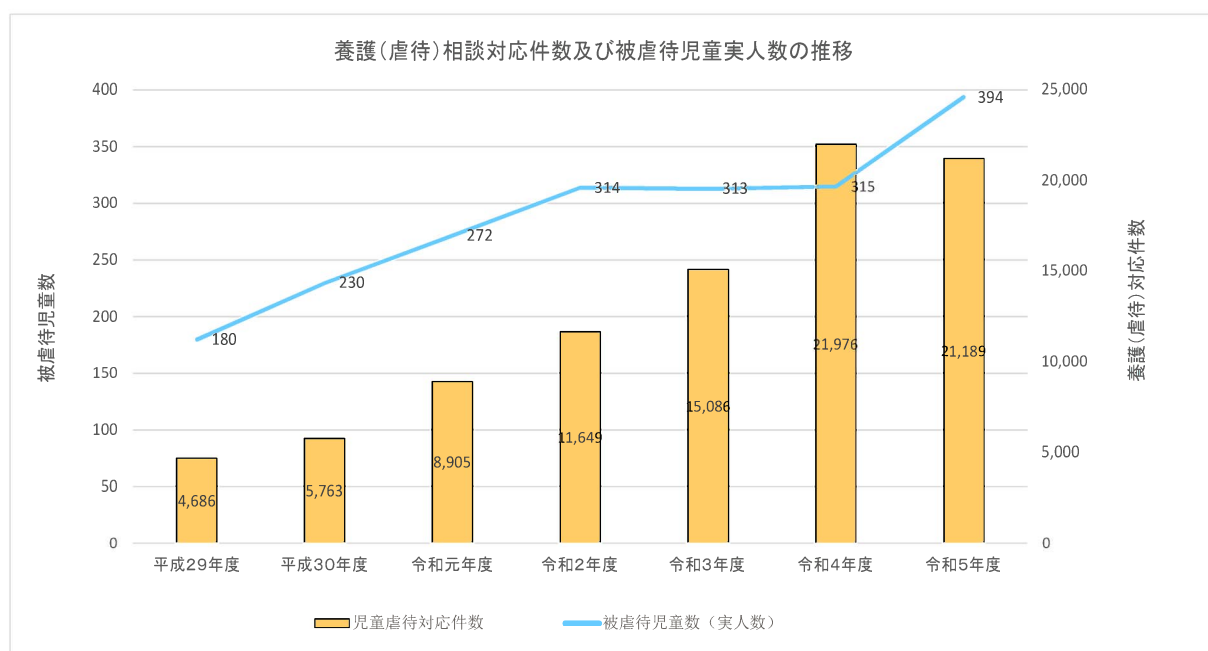


母子保健と児童福祉が日常的に連携し、
妊産婦や子育て世帯、子どもを支援

大野城市の現状と課題（２）



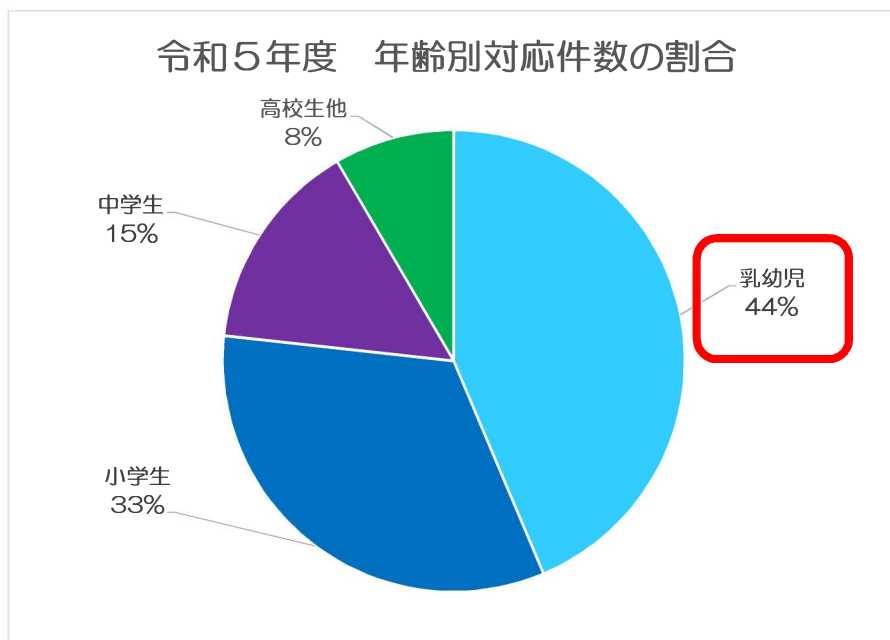
●児童虐待対応件数の増加



大野城市の現状と課題（3）



●相談対応件数の約5割が乳幼児



大野城市こども家庭センター設置



設置時期 令和6年4月1日

設置場所 大野城市役所 新館2階 旧こども健康課
(こども未来部こども家庭センター)

設置の目的

- ・子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的支援を行う。
- ・母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深める。
- ・虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、支援体制の強化を図る。

大野城市こども家庭センター設置



主な業務

- (1) 支援が必要な家庭の実情の把握、相談対応、
情報提供、調査、指導
- (2) 母子保健と児童福祉の合同ケース会議の開催
- (3) 個々の家庭に応じたサポートプランの作成と
プランに基づく支援の実施
- (4) 関係機関との連絡調整及び連携

大野城市こども家庭センター設置



【変更点と新たな取り組み】

(1) 課名及び担当名の変更

- ◇こども健康課⇒こども家庭センター
- ◇こども家庭担当⇒相談支援担当
- ※母子保健担当は変更なし

(2) 人員体制の整備

- ◇センター長の配置（課長職）
- ◇統括支援員の配置（相談支援担当係長2名体制の
うち1人）
- ◇両担当にコーディネーターを配置
（相談支援担当に新規配置）

大野城市こども家庭センター設置



【変更点と新たな取り組み】

(3) サポートプランの作成

- ◇支援対象者の意向、解決すべき課題、支援の種類及び内容を記載
- ◇支援対象者への手交を目指す

(4) 両担当での定期的な合同ケース会議の実施

- ◇随時開催の会議から、定期開催の合同会議へ

大野城市こども家庭センター設置

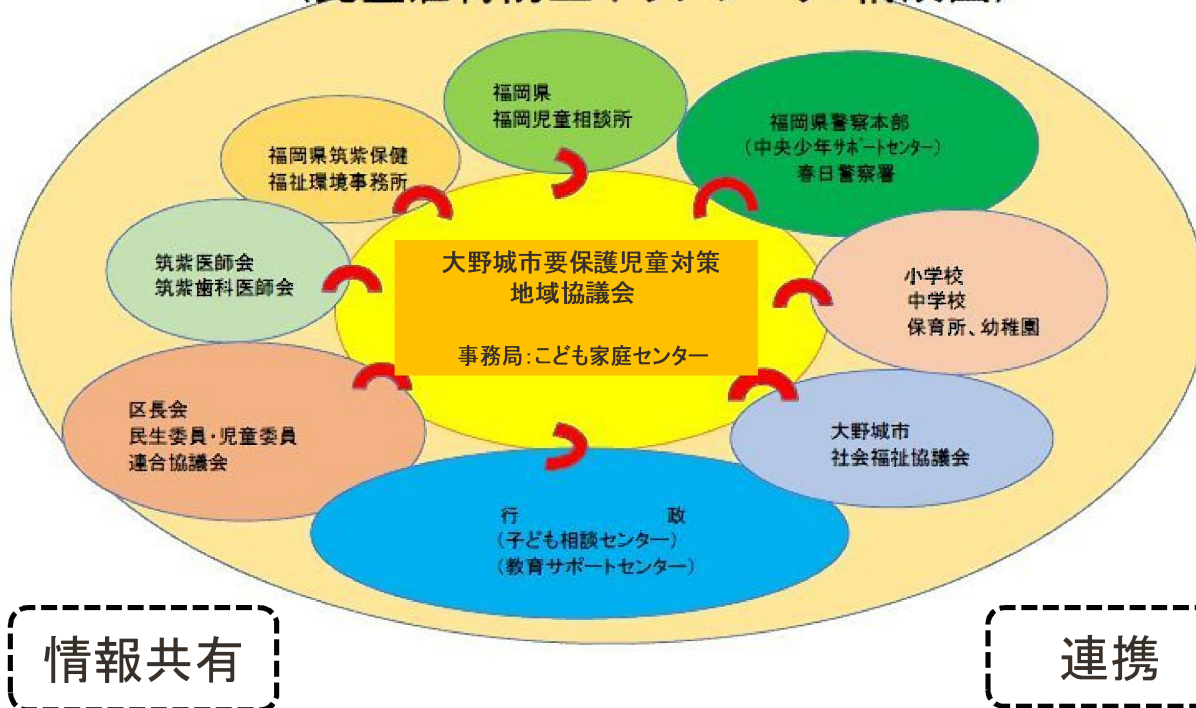


【効果】

- (1) 母子保健担当と相談支援担当の
更なる連携強化
- (2) 支援が必要な家庭との妊娠期からの
円滑な関係性の構築
- (3) 児童虐待予防及び虐待の早期発見
・早期対応の推進



大野城市要保護児童対策地域協議会 （児童虐待防止ネットワーク：構成図）



要保護児童対策地域協議会の役割

支援が必要な子どもに対する

①関係機関による情報共有

②援助内容に関する協議



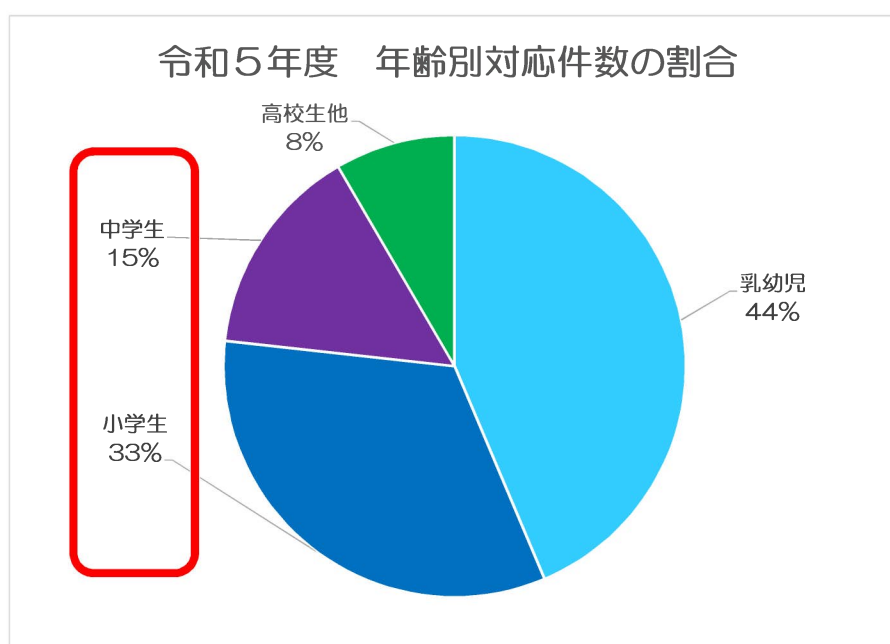
要保護児童対策地域協議会事務局 （こども家庭センター相談支援担当）

①虐待の通告を受け、安全確認、調査

②要対協の関係機関の連絡・調整



●相談対応件数の約5割が小中学生





児童虐待予防及び虐待の早期発見・ 早期対応の推進



教育委員会・小学校・中学校との連
携が重要！！



すべての教職員に
児童虐待の**早期発見の努力義務と**
通告の義務

【児童虐待防止法 第5条、第6条】



- 緊急の連絡を要する児童
- 定期的な連絡を要する児童
- 虐待が心配される児童



こども家庭センター・児童相談所へ連絡を



- 緊急の連絡を要する児童** **【虐待通告】**
児童に不自然な外傷がある・理由不明での欠席・虐待が心配な児童で7日以上欠席が続く場合など

- 定期的な連絡を要する児童**
こども家庭センターや児童相談所から児童虐待の可能性や養育が心配であると連絡があった児童など
1か月または2か月に1回程度、出欠状況、家庭からの連絡状況などについて連絡

- 虐待が心配される児童**
虐待のおそれや気になる様子がみられる児童



- 虐待のおそれに気づく**
⇒**所属機関（小中学校）の見守りが重要**

＜見守りのポイント＞

- ◇表情が乏しい、受け答えが少ない
- ◇落ち着きがなく、過度に乱暴
- ◇からだや衣服の不潔感（洗髪していない、においなど）
- ◇虫歯の治療が行われていない
- ◇食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振
- ◇理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ◇連絡のない欠席
- ◇家に帰りがたがらない
- ◇教員への過度のスキンシップ、甘え など



こども家庭センターは、関係機関と連携しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの、切れ目のない一体的支援を実施していきます。